



福島医発第 1245 号 (地)
令和 3 年 7 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 2 件 (E 3 (新項目)) が保険適用されたことに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別紙 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 3 年 7 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において別紙 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載が予定されており、また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第289号（保96）
令和3年7月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査2件（E3（新項目））が保険適用され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和3年7月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌9月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令3.6.30 保医発0630 第3号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発0630第3号
令和3年6月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）を下記のとおり改正し、令和3年7月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D008に次を加える。

(29) s F l t - 1 / P l G F 比

ア 血清を検体とし、E C L I A法により可溶性 f m s 様チロシンキナーゼ1 (s F l t - 1) 及び胎盤増殖因子 (P l G F) を測定し、s F l t - 1 / P l G F 比を算出した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン (P T H) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。

イ 本検査は、妊娠18週から36週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。

(イ) 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧80mmHg以上

- (ロ) 蛋白尿
- (ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見
- (二) 子宮内胎児発育遅延
- (ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見

ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、イの(ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を2つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき2回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ 本検査の実施に際し、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する場合は、本区分の「注」に定める規定は適用しない。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D012に次を加える。

- (52) 腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法(定性)により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、本区分の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数を準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発 0305 第1号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D007 (略) D008 内分泌学的検査 (1)～(28) (略) (29) <u>sFlt-1 / PlGF比</u> ア <u>血清を検体とし、ECLA法により可溶性fms様チロシンキナーゼ1(sFlt-1)及び胎盤増殖因子(PlGF)を測定し、sFlt-1 / PlGF比を算出した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン(PTH)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u> イ <u>本検査は、妊娠18週から36週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。</u> (イ) <u>収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D007 (略) D008 内分泌学的検査 (1)～(28) (略) (新設)

80mmHg 以上

(ロ) 蛋白尿

(ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見

(二) 子宮内胎児発育遅延

(ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見

ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、イの(ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を2つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき2回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ 本検査の実施に際し、本区分の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する場合は、本区分の「注」に定める規定は適用しない。

D 0 0 9 ～ D 0 1 1 （略）

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

(1) ～ (51) （略）

(52) 腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法（定性）により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、本区分の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数を準用して算定する。

D 0 0 9 ～ D 0 1 1 （略）

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

(1) ～ (51) （略）

（新設）

新たに保険適用が認められた検査

令和3年6月30日 保医発0630第3号（令和3年7月1日適用）

No.1

測定項目	赤痢アメーバ抗原定性
販売名	赤痢アメーバ QUIK CHEK
区分	E3（新項目）
測定方法	酵素免疫測定法（定性）
主な測定目的	糞便中の赤痢アメーバ抗原の検出（赤痢アメーバ感染の診断の補助）
点数	D012 感染症免疫学的検査 42 赤痢アメーバ抗体半定量 223点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D012 感染症免疫学的検査 (1)～(51) (略) <u>(52) 腸管アメーバ症の症状を呈する患者に対して、アメーバ赤痢の診断を目的として、酵素免疫測定法（定性）により糞便中の赤痢アメーバ抗原を測定した場合は、本区分の「42」赤痢アメーバ抗体半定量の所定点数を準用して算定する。</u>

No.2

測定項目	sFlt-1/ PlGF 比
販売名	エクルーシス試薬sFlt-1、エクルーシス試薬PlGF
区分	E3（新項目）
測定方法	ECLIA法
主な測定目的	血清中の可溶性 fms 様チロシンキナーゼ 1（sFlt-1）の測定 血清中の胎盤増殖因子（PlGF）の測定 （ハイリスク妊婦における妊娠高血圧腎症（PE）の短期発症予測の補助） ※2つの検査結果の比を用いる
点数	D008 内分泌学的検査 31 副甲状腺ホルモン（PTH）の2回分 計340点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D008 内分泌学的検査 (1)～(28) (略) <u>(29) s F l t - 1 / P l G F 比</u> <u>ア 血清を検体とし、E C L I A 法により可溶性 f m s 様チロシンキナーゼ1（s F l t - 1）及び胎盤増殖因子（P l G F）を測定し、s F l t - 1 / P l G F 比を算出した場合は、本区分の「31」副甲状腺ホルモン（P T H）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</u>

	<u>イ 本検査は、妊娠18 週から36 週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1 つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1 回に限り算定できる。なお、リスク因子を2 つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定できない。</u> <u>(イ) 収縮期血圧が130mmHg 以上又は拡張期血圧80mmHg 以上</u> <u>(ロ) 蛋白尿</u> <u>(ハ) 妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見</u> <u>(ニ) 子宮内胎児発育遅延</u> <u>(ホ) 子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見</u> <u>ウ 本検査を算定する場合は、イのリスク因子のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。また、イの(ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載すること。なお、医学的な必要性から、リスク因子を2 つ以上有する妊婦において算定する場合、又は一連の妊娠につき2 回以上算定する場合は、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>エ 本検査の実施に際し、本区分の「31」副甲状腺ホルモン（PTH）の所定点数2 回分を合算した点数を準用して算定する場合は、本区分の「注」に定める規定は適用しない。</u>
--	--

（日本医師会医療保険課）